

路外駐車場の設置等について

平成23年4月

南城市 都市建設課

目 次

1. 路外駐車場について	2
2. 構造及び設備の基準について	2
3. 設置（変更）届出について	2
4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」について	2
5. 「沖縄県福祉のまちづくり条例」について	2
6. 管理規定について	3
7. 設置の届出の事務手続き	3
8. 設置の届出以後の各種届出について	4
9. 届出の受理について	4
10. 各種届出の受理後について	5
11. 権限移譲市町村	5

【様 式】

- 届け出駐車場提出書類チェックリスト
- 路外駐車場設置(変更)届出書【別記様式(第2条関係)】
- 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項ただし書に基づく、路外駐車場設置（変更）届出書に添付する書面【第2号様式(第7条第2項関係)】
- 路外駐車場管理規程(変更)届出書
- 路外駐車場廃止(休止・再開)届出書
- 路外駐車場の届出図書チェックシート[1]
- 路外駐車場の届出図書チェックシート[2]
- バリアフリー新法の規程による特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準

1. 路外駐車場について

路外駐車場とは、道路の路面外に設置される自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を含む。以下同じ。）の駐車のための施設であって、一般公共の用に供されるものをいいます。【参照条文：駐車場法第2条】

2. 構造及び設備の基準について

自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上の路外駐車場の構造及び設備は、建築基準法その他の法令の規定によるほか、駐車場法施工令の技術的基準に適合させる必要があります。【参照条文：駐車場法第11条】

3. 設置（変更）の届出について

自動車の駐車のために供する部分の面積が500㎡以上で、駐車料金を徴収する路外駐車場を設置する場合は、あらかじめ、必要な事項について届け出る必要があります。また既に届け出た事項について変更する場合も、同様に届出が必要です。【参照条文：駐車場法第12条】

4. 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」について (略称：バリアフリー法)

駐車場法の設置の届出が必要な路外駐車場（建築物である駐車場、建築物またはその敷地に設けられる駐車場を除く。以下「特定路外駐車場」という。）を設置する場合は、路外駐車場移動円滑化基準に適合させる必要があります。

【参照条文：バリアフリー新法第11条】

特定路外駐車場を設置する場合は、あらかじめ、必要な事項について届け出る必要があります。また、届け出た事項について変更する場合も、同様に届出が必要です。ただし、路外駐車場設置届出書に第2号様式を添付して届け出たときは、この限りではない。【参照条文：バリアフリー新法第12条】

5. 「沖縄県福祉のまちづくり条例」について

特定路外駐車場を設置する場合は、整備基準に適合させる必要があります。

【参照条文：沖縄県福祉のまちづくり条例第14条】

【施工規則第5条 別表第2】

5 路外駐車場に関する整備基準

整備項目	
1 出入口	1の表1の項(1)及び(3)に定める構造に準じた出入口を1以上設けること。
2 駐車場	(1) 1の表6の項(2)イ及びウに定める基準に適合する車いす使用者駐車施設を1以上設けること。 (2) 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車場施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること
3 通路	車いす使用者用駐車施設から1の項に定める構造の出入口までの通路のうち、1以上の通路は、次に定める構造とすること。 (1) 幅は、120センチメートル以上とすること。 (2) 50メートル以内ごとに車いすの回転に支障がない場所を設けること。 (3) 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではない。

6. 管理規程について

駐車場法の設置の届出が必要な路外駐車場では、業務運営の基本となる管理規程を定め、供用開始後の10日以内に届け出る必要があります。また、既に届け出てある管理規程について変更する場合も、同様に届出が必要です。

【参照条文：駐車場法第13条】

7. 設置の届出の事務手続き

(1) 書類の提出時期

設置の届出に必要な書類については、原則として工事の着手前（届出事項の変更であれば、変更しようとするとき）に提出しなければならない。

(2) 設置の届出に必要な書類

○路外駐車場設置(変更)届出書・・・・・・・・・・・・・・・・【別記様式(第2条関係)】

○関係図書その他付属書類・・【届け出駐車場提出書類チェックリスト参照】

※路外駐車場の届出図書チェックシート[1][2]及びバリアフリー新法の規定による特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準（特定路外駐車所の場合）に基づき審査を行う。

(3) 現地確認

届出書類の審査を行ったのちに現地駐車場の確認を行う。

(4) 副本の返却

現地確認の終了後、届出書の副本を返却する。

ただし、現地確認の結果で是正が必要な場合は、その措置が講じられたのちに副本を返却する。

(5) 管理規程の提出

供用開始後 10 日以内に管理規程その他付属書類を提出しなければならない。

※管理規程は、次の基準等に基づき審査を行う。また、管理規程で定めた供用時間及び駐車料金については、入口等利用者の見やすい位置に掲示させること。

- ① 駐車場法第 15 条及び第 16 条の路外駐車場管理者の責務
- ② 契約の内容
- ③ 駐車場法施工令第 16 条の駐車料金の額

8. 設置の届出以後の各種届出について

(1) 廃止、休止、再開の届出

【駐車場法 14 条】

路外駐車場を廃止、休止（全部または一部）した場合、また休止している路外駐車場を再開（全部または一部）した場合は、10 日以内に届け出を行うこと。

(2) 変更の届出とその内容

【駐車場法第 12 条・第 13 条】

設置の届出事項や管理規程について変更する場合は、駐車場法に基づき、変更届出書、関係図書その他付属書類を提出すること。

規模、構造、設備に関わる変更の場合には、設置の届出に準じた現地確認を行う。その他の変更及び管理規程についての変更の場合は書類審査のみ行う。現地確認または書類審査の終了後、届出書の副本を返却する。

9. 届出の受理について

届出は、届出書の記載に不備が無いこと、必要な書類が添付されていること、その他法令に定められた届出の形式上の要件が適合している場合は、当該届出が法令により当該届出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続き上の義務が履行されたものとみなされる(行政手続法第 37 条)。

届出書の内容に疑義が生じた場合は、都道府県知事は法第 18 条に基づき資料の提出を求めること、立ち入り検査を行うことが、政令等に違反している場合は法第 19 条に基づき是正命令を行うこととされている。

10. 各種届出の受理後について

受理後は、すみやかに権限移譲市町村が沖縄県(都市計画・モノレール課)へ報告する。

11. 権限移譲市町村

平成22年度(豊見城市、南風原町、八重瀬町、**南城市**、うるま市、名護市)